

◆申請の流れ

1、貿易業者の登録（貿易関係証明申請者登録）

下記『貿易業者のご登録』の URL から貿易業者の登録を行ってください。
既に松江商工会議所に申請者登録されている事業所で、登録期限内であっても、オンライン申請・発給を行う場合は、改めてご登録をお願いいたします。（貿易登録は2年間有効）
登録申請後、必要書類を当所の窓口へ持参・郵送ください。

『貿易業者のご登録』

★URL（松江商工会議所用）

https://coo.gensanchi.jcci.or.jp/tentative-company?cci_code=3201

★マニュアル PDF

https://www.jcci.or.jp/boeki/sys/manual_shinsei.pdf

★貿易業者登録の方法を動画でもご覧いただけます

<https://youtu.be/J7UGjOzokwg>

【必要書類】

- | | |
|---------------------|----------------|
| ・貿易関係証明に関する誓約書（申請者） | ※貿易登録システムより出力 |
| ・貿易関係証明（申請者）業態内容届 | ※貿易登録システムより出力 |
| ・貿易関係証明（申請者）署名届 | ※貿易登録システムより出力 |
| ・印鑑証明書 | ※3ヶ月以内に発行された原本 |
| ・【法人のみ】履歴事項全部証明書 | ※3ヶ月以内に発行された原本 |
| ・【個人のみ】住民票 | ※3ヶ月以内に発行された原本 |

☞上記の必要書類を松江商工会議所へご提出ください。

書類のご提案後

当所でシステムの登録内容をご提出書類を確認し、承認いたします。

その後『貿易登録証』を発行し、原本を郵送いたします。（書類到着後10日程度で発送）

2、原産地証明書の作成・申請

下記『貿易関係証明発給システム』の URL から原産地証明書の作成を行ってください。
申請後、当所でオンライン審査を行います。

『貿易関係証明発給システム』

URL：<https://coo.jcci.or.jp/eCO/>

システム稼働時間は、土日祝日年末年始を除く8：30～17：30

※システムには、当所から郵送する『貿易登録証』に記載の管理者ID・パスワードでログイン

★発給申請の方法を動画でもご覧いただけます

<https://youtu.be/HrS2WV8I9ss>

※非特惠原産地証明書（日本産）のみが対象となります。

※OSはWindows10、ブラウザはGoogle Chromeをご利用ください。

3、支払い・料金

全てクレジット決済となります。

○貿易関係証明申請者登録・更新料

(有効期限は登録日から2年間となりますので、2年に1度更新をお願いいたします。)

会員：無料

非会員：11,000円/1件(税込)

○非特惠原産地証明書発給手数料

会員：1,540円/1件(税込)

非会員：4,620円/1件(税込)

4、原産地証明書の発給・印刷

オンラインシステムから発給する証明書を選択してカラー印刷してください。

指定の用紙はございませんので、A4の白紙に印刷してください。

※窓口で使用する原産地証明書の専門用紙を使用不可

※申請データが残りますので、商工会議所への控えの提出は不要です。

※出力される証明書データは加工されないようご注意ください。

